

情報通信審議会情報通信技術分科会
IP ネットワーク設備委員会
安全・信頼性検討作業班（第17回）議事要旨

1 日時

平成21年6月11日（木）10時00分～11時25分

2 場所

総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者（敬称略）

（1）構成員

小松 尚久（主任）、麻田 千秋、浦川 有希、岡田 利幸、
雄川 一彦（代理：北口 隆也）、喜多 裕彦、木村 孝（代理：野口 尚志）、
齋木 斉、佐田 昌博、菅波 一成、高橋 元一、高村 幸二、武内 達也、
對馬 義行、中西 廉、萩原 隆幸、原井 洋明（代理：藤川 賢治）、福島 弘典、
別所 直哉（代理：古閑 由佳）、松本 隆、持麿 裕之、柚江 政志、吉田 光男

（2）事務局（総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課）

田原 電気通信技術システム課長、片桐 安全・信頼性対策室長、
山下 課長補佐、畠山 安全・信頼性対策係長

4 議事

【作業班報告書（案）とりまとめ】

- 事務局より、「安全・信頼性検討作業班報告書（案）」（資料安作17-1）に基づき説明し討議を行った。
- 第1章「事故の定義とネットワークのIP化に伴う動向」についての、主な討議内容は以下のとおり。
 - ・ アナログ電話の接続品質が0.01等とあるが、これは百分率か。
 - ・ 割合であるので、100を乗じた値が百分率になる。
- 第2章のうち2.1「品質の低下」についての、主な討議内容は以下のとおり。
 - ・ P11の注釈7番において、「10回に1,2回のみ繋がる状態」とあるが、実際は話中等の別の理由により繋がらない状態があるため、「最大でも」を書き加えてほしい。
 - ・ P14の注釈9番において、分界点から分界点までといった記載になっているが、加入者が片端である場合は相互接続点に限らないのではないか。
 - ・ ここの「分界点」は「他事業者等との分界点」で「等」の中に利用者も含むという認識であったが、わかりにくいようなので、修正を行う。
 - ・ 電子メールの消失が役務の停止であるということに異論はないが、これは電子メールが消失した状態が2時間続いたということか、あるいは2時間の間に到着した電子メールが消失したということか。
 - ・ 消失という事態が起こり、それが2時間かつ3万利用者以上続く時が重大な事故

に該当する。

- ・ P16 の注釈 14 番において、同意の有効性については法律論も含めて微妙なところであり、踏み込んだ議論もしていないため、ここまで書かなくても良いのではないか。
 - ・ 前回の議論で発言が及んだ部分であるので記載したものだが、不要ということであれば削除することも含めて検討する。
 - ・ 同意について、「見なされない可能性が高い」とまで言えるかはわからない。利用者の同意を尊重することは必要だが、例えば迷惑メールフィルタが導入されていて、仕様として外せないため、それを理解した上で加入している場合もあるということを知っている。
 - ・ P14 で電子メールは「プル型のサービスであるため利用者が問い合わせを行うことで着信を確認する仕組み」とあるが、必ず利用者が取りに行かないといけない仕組みとも読め、一部のサービスに対し誤解を招きかねないので、「基本的には」などと入れたりしてはどうか。
- 第 2 章のうち 2.2「事業者間の責任の整理」についての、主な討議内容は以下のとおり。
- ・ 2.2.1 の導入部分で、平成 16 年改正前の施行規則では 3 千回線以上とされているので中継系は重要であるという流れになっているが、これは確かに理由の一つであるが、そもそも、加入系が重大な事故を起こしたときに、中継系が必要な措置を行う必要があったからという理由もあるのではないか。
 - ・ 貴重な指摘であり、確かに文章の書き方が適切でない。過去の制度の話は副次的なもので、中核的な理由は中継系の設備の故障が生じることで広範囲に大規模な影響を及ぼすことがあるということなので、修正したい。
 - ・ 報告書案にも記載されている通り、本作業班では相互接続や卸電気通信役務の提供により加入系に電気通信設備を提供している場合全てが中継系の重大事故にあたるわけではないことを議論してきた。今後の制度化にあたっては、中継系の重大事故報告対象の絞り込みについて詳細な議論をお願いしたい。
- 第 2 章のうち 2.3「事故発生時等の利用者保護」についての、主な討議内容は以下のとおり。
- ・ ガイドライン策定と情報提供の検討に動き出していただけなのは、消費者の観点から良い方向だが、その際に、消費者団体の意見と合わせて、実際に現場で消費者からの相談を受けている相談員の声も反映する形としてほしい。
- 第 2 章のうち 2.4「定期的・継続的な事故発生状況のフォローアップ」及び 2.5「事故報告様式」については、特段の意見は無し。
- 第 3 章「電気通信の安全・信頼性の確保に関する事項」についての、主な討議内容は以下のとおり。
- ・ 中継系の定義は今後の議論という理解で良いか。
 - ・ どの部分を中継系の設備として捉え、事故の対象としていくかという議論は、今後の制度化に当たって行なっていきたい。

【その他】

- 報告書について追加的な意見があれば、6月12日13時までに事務局までお願いしたい旨を連絡し、意見の報告書への反映については、主任預かりとなった。
- 事務局より、「検討スケジュール(予定)」(資料安作17-3)に基づき説明。
 - ・ 本日の意見を反映して、6月16日のIPネットワーク設備委員会に報告を行う旨を連絡。